

會計法適用 明治四十一年十月廿七日 — 氏子 戸數 百六十九戸
指定期月日 告示第三百七十七號 — 崇敬者員數 未詳

○長野縣信濃國下高井郡穗波村大字佐野
郷社 佐野神社

祭神 健御名方命

當社の勅請年代等に就きては社記並びに文献の徵すべきものなく、今之を記すに由なし。現在は穗波村の產土神たり。但し下社は御穗須々美の號を用ひ来る。明治六年四月郷社に列す。社殿は上社下社共に本殿、拜殿、祝詞殿、鳥居等を具備し、境内地上社は九十六坪、下社は百八十九坪共に官有地第一種たり。

例祭日 五月十五日

會計法適用 明治四十一年十月廿七日 — 氏子 戸數 二百七十八戸
指定期月日 告示第三百七十七號 — 崇敬者員數 未詳

神饌幣帛料供進
指定期月日

氏子 戸數 二百七十八戸
崇敬者員數 未詳

○長野縣信濃國下高井郡科野村大字屋敷添
郷社 越智神社

祭神 御穗須々美神 菅原道真

創立の年月を詳にせず、されど口碑に云ふ、天武天皇白鳳十三年の勅請にして、往古越智山の頂上に鎮座せしを、其嶺の嶮なるを以て里社を造営し、後現地に奉遷し、舊地に石祠を建て天神社と稱せりと、科野村の内舊越村の產土神なり。即ち延喜式神名帳に高井郡越智神社とある是なり。神名帳考證、越智神社、饒速日命、姓氏錄云、越智直、神饒速日命之後也。神社彙錄、越智神社、越智は假字也。祭神笠原真人祖歟、姓氏錄、左京真人同祖、磯城王之後也。大日本史、越智神社。○今在舩内村、曰小内社、其社越智山、即古名之遺。蓋祖越智直也。○今町云々、神祇志料、越智神社、舊址今舩内村越智山に在り。蓋越智直祖神饒速日命を祀る。○按社説可美眞手子を譲れる傳へな云々、而して新鈔格勅符に天應元年此神に神封一戸充られしこと見ゆ。文祿四年檢地の際、森左近大夫社領高外七石六升三合を附す。應安三年社殿洪水に流亡し、承應二年現地に再建す。文政七年二月吉田家に請ひ社號の告文を受く。明治六年四月郷社に列す。同三十九年十二月天神社を合併す。社域は谷街道越橋を距る二丁餘の東北方に在りて、越智山を背にし、星河を隔てゝ西南諸村落を一帯に收め、頗る眺望の勝あり、土地廣からずと雖も、境内の森嚴なる亦罕に見る所なり。

社殿は本殿、拜殿、祝詞殿、通殿、神饒所、神樂殿、祭器物置、寶藏、社務所、鳥居等を具備し、境内地四百六十四坪(官有地第一種あり)、其他境外山林宅地田畠等少からず、寶物亦數多所藏せり。

例祭日 九月廿八日

會計法適用 明治四十一年十月廿七日 — 氏子 戸數 七十九戸
指定期月日 告示第九十九號 — 崇敬者員數 未詳

○長野縣信濃國下高井郡木島村大字木島字飯綱山